

生駒市訓令甲第9号

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年9月30日

生駒市長 山下 真

生駒市事務専決規程の一部を改正する訓令

生駒市事務専決規程（平成2年4月生駒市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第14号中「300万円」を「500万円」に改める。

第19条第1項第8号中「300万円以上500万円未満」を「500万円以上1,000万円未満」に改める。

第20条第15号中「300万円」を「500万円」に改める。

第57条を次のように改める。

（主幹の専決事項）

第57条 第20条の規定にかかわらず、次の事項については、主幹が専決することができる。

- (1) 300万円未満の歳入の調定に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、次に掲げる経費で1件150万円未満の支出負担行為並びに支出命令及び用品調達基金への振替命令に関すること。

ア 消耗品費

イ 燃料費

ウ 食糧費

エ 印刷製本費

オ 修繕料

カ 医療材料費

第58条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 100万円未満の歳入の調定に関すること。

附 則

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。